

# 島根県暴力団排除条例の概要

## 1 総則(第1章)

- (1) **目的(第1条)**  
暴力団排除(暴力団員による不当な行為を防止し、これにより県内の事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除)に関する基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策等を規定し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (2) **定義(第2条)**  
「暴力団」、「暴力団排除」、「暴力団員」、「県民等」、「暴力団事務所」を定義。
- (3) **基本理念(第3条)**  
「暴力団排除」は、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本とし、県・県民・事業者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。
- (4) **県の責務(第4条)**  
県は、県民・事業者の協力を得、関係機関・関係団体と連携を図り、暴力団排除のための総合的施策を推進する。
- (5) **県民等の責務(第5条)**  
・ 県民は、暴力団排除のための活動に、自主的・相互連携を図り、事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断し、県の暴力団排除施策に協力するものとする。  
・ 県民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、県に対し提供するように努めるものとする。

## 2 暴力団の排除に関する基本的施策等(第2章)

- (1) **県民等に対する支援(第6条)**  
・ 県は、県民等又は県民等により結成される団体が行う暴力団排除のための活動の推進に資するため、当該団体等に対する情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行う。  
・ 県は、暴追センターの支援を受けて提起される暴力団事務所の使用の差止め請求、暴力団員等による被害に係る損害賠償の請求等の民事訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものについて、当該訴訟に係る費用に対する支援その他の必要な支援を行うことができる。
- (2) **県の事務及び事業における措置(第7条)**  
県は、県の事務事業により暴力団を利用することとならないよう、「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」を排除する等の必要な措置を講ずる。
- (3) **不当介入行為に係る報告等の協力(第8条)**  
県は、公共工事等に係る契約に当たって、契約の相手方(下請けその他当該契約に関連する契約の相手方も含む。)が事業の遂行にあたり暴力団員から違法若しくは不当な要求等を受けたときにおける警察官への通報、県への報告その他暴力団排除のために必要な協力を求めるものとする。
- (4) **広報啓発(第9条)**  
県は県内における暴力団の活動実態等について県民に周知するなどの広報啓発を行う。
- (5) **市町村への協力(第10条)**  
県は市町村に対し、情報提供、技術的助言その他の必要な協力をを行う。
- (6) **警察による保護措置(第11条)**  
暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、資機材の貸付け、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 3 青少年の健全な育成を図るための措置(第3章～第12条)

- (1) **青少年に対する教育等(第12条)**  
・ 県は、中学校、高等学校等において、生徒等が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするため、教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずる。  
・ 県は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないよう、地域若しくは職域又は家庭において、青少年に対し、教育・指導・助言その他の支援が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずる。

## 4 暴力団に対する利益の供与の禁止等(第4章～第15条、第16条)

- (1) **暴力団威力利用行為の禁止(第15条)**  
事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。
- (2) **契約時における措置(第16条)**  
・ 事業者は、書面契約締結時に、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、次のすべてを内容に含めるよう努める。(ただし、法令上の義務に係る債務の履行のため契約を締結する場合は除く。)  
① 事業者は、暴力団員を契約の相手方としないこと  
② 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告することなく、当該契約を解除することができること  
・ 事業者は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに契約解除するよう努める。  
・ 事業者は、契約時、取引関係者(媒介等も含む。)が暴力団員でないことを確認するため、「暴力団員でない旨」を書面で誓約させること等、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努める。

## 暴力団事務所の進出阻止対策(第3章・第6章)

### 【暴力団事務所の開設・運営の禁止】(第3章～第13条)

- 学校などの教育(保護対象)施設等の周辺区域における暴力団事務所の開設・運営の禁止(第13条)
- (1) 下記保護対象施設の敷地の周囲から200メートル以内の区域を規制  
① 学校又は専修学校 ② 児童福祉施設又は児童相談所 ③ 公民館 ④ 図書館  
⑤ 博物館又は博物館相当施設 ⑥ 家庭裁判所 ⑦ 少年鑑別所 ⑧ 保護観察所 ⑨ その他  
**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金・法人両罰規定**(第25条)
- (2) 条例施行時に現に禁止区域にある暴力団事務所、施行後開設の暴力団事務所の禁止区域内に保護施設が設置された場合には前号の規制は適用しない。ただし、当該暴力団事務所が他の暴力団の事務所として開設・運営された場合は違反となる。

### 【不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等】(第6章)

- 1 **不動産の譲渡等をしようとする者等の責務(第18条)**  
(1) 不動産の譲渡・貸付けをしようとする者は、契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。(第1項)  
(2) 何人も、不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等の契約をしてはならない。(第2項)  
(3) 不動産の譲渡、貸付けをしようとする者は、契約で次のすべてを定めるように努めなければならない。  
ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと  
イ 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告なしに契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること(第3項)  
(4) 相手方が前記(3)イの場合、不動産契約を解除し、又は買戻しをするよう努めなければならない。(第4項)
- 2 **不動産の譲渡等の代理等をする者の責務(第19条)**  
(1) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。  
(2) 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。
- 《調査・勧告・公表》  
不動産の譲渡等(代理等を含む)をしようとする者が上記1(2)、2(2)に違反した場合、調査・勧告・公表する。

## 資金獲得活動の規制(第4章・第5章)

- 1 **暴力団に対する利益の供与の禁止等(第4章～第14条)**  
(1) 事業者は、その行う業務の円滑な実施を図るため、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与を禁止する。(第1項)  
(2) 事業者が、(1)のほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与を禁止する。(第2項)  
(3) 事業者が、(1)(2)のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。(第3項)  
(但し、法令上の義務、情を知らないでした契約に係る債務の履行など正当な理由がある場合を除く。)
- 2 **暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等(第5章～第17条)**  
暴力団員は、情を知って事業者から上記(1)(2)(3)に違反する利益供与を受け、指定した者に利益の供与をさせはならない。(第1項、第2項)
- 《調査・勧告・公表》  
事業者は上記1(1)(2)に違反した場合、暴力団員はその対応する利益供与を受けた場合、調査・勧告・公表する。

## 祭礼等からの暴力団の排除(第7章～第20条)

- (1) 祭礼、興行等その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催する者又はその運営に携わる者(以下「行事主催者等」という。)は次の行為をしてはならない。  
① 当該行事に関して暴力団を利用し、又は運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、暴力団員を関与させること(第1項第1号、第2号)  
② 当該行事場所の管理する区域内において、露店を出そうとするものが暴力団員であるとして、露店を出させること(第1項第3号)
- (2) 行事主催者等は、当該行事から暴力団を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第2項)
- (3) 県は、暴力団の排除のための必要な措置を講ずるために必要な情報提供その他の支援を行う。(第3項)
- 《調査・勧告・公表》  
行事主催者が、上記(1)の行為に違反した場合、調査・勧告・公表する。

## 5 違反者に対する措置(第8章～第21条、第22条、第23条)

公安委員会の調査、勧告及び事実の公表(第14条1項・2項、第17条1項、第18条2項、第19条2項、第20条第1項)

## 6 罰則(第10章～第25条)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金及び両罰規定(第25条)